

令和5年度全建賞 推 薦 調 書
インフラ整備の事業又は施策の部(インフラの部)

ふ り が な	はたじきちくないすいたいさくじぎょう
1. 事業(施策)の名称	畠敷地区内水対策事業
2. 事業(施策)実施期間	平成30年12月 ～ 令和5年3月
3. 事業費(工事費)	1,670百万円
4. キーワード	内水対策、事業連携
5. 事業概要	<p>広島県三次市畠敷地区では、平成30年7月豪雨に伴い、三次市街地において約59haに及ぶ甚大な内水被害が発生した。これを踏まえ国土交通省、広島県、三次市の三者で連携し、平成30年7月豪雨と同規模の雨が降った場合でも家屋の床上浸水が発生させないことを目標として、平成30年12月に畠敷地区内水対策事業に着手し、令和5年3月に完了した。</p>

6. アピールする事業又は施策の「手段」と「秀でた成果」		
ハード or ソフトの分類 :該当する方に○印	① ハード面 に秀でた事業	② ソフト面 に秀でた取組
アピールする 1)「手段」	() () () ()	(b)行政と住民・企業・学識者との共働 () () ()
アピールする 2)「秀でた成果」	(f)地域の活性化(にぎわいの創出) () () ()	(a)当該取組による本来目的の効果 () () ()

7. 特にアピールしたい点
<p>学識経験者及び国土交通省、広島県、三次市の関係者からなる畠敷・願万地地区内水対策検討会を設置し、対策を検討。</p> <p>平成30年7月豪雨と同様の降雨に対して家屋の床上浸水の防止を図ることを目標として、国土交通省においては、馬洗川の河道掘削や樹木伐採、畠敷救急内水排水機場の排水ポンプの増強や燃料タンクの増設、広島県においては、支川大谷川の改修(堤防の嵩上げ)、三次市においては、雨水貯留施設の整備や排水路の整備、地区内における建築行為や開発行為に対して、住宅の床面の高さを制限することや雨水流出抑制施設を設置することなどを求める土地利用条例の制定など、行政3者が連携して事業を実施し、早期に目標を達成した。</p>

■ 畠敷・願万地地区内水対策検討会



畠敷・願万地地区内水対策検討会の様子

平成30年7月豪雨と同様の雨が降った場合でも家屋の床上浸水が発生しないことを目標として、浸水要因の検証や対策の検討を行い、整備内容や期間などの計画を策定

- 【検討会メンバー】
- ・学識経験者
 - ・国土交通省
 - ・広島県
 - ・三次市

■ 国土交通省の対策

【河道掘削及び樹木伐採】

(掘削 約46,000 m³ 伐採 約81,000 m³)



整備前



整備後

【排水ポンプの増強】

(3.0m³/s→5.0 m³/s)



【既設】
1.0m³/s×3基
=3.0m³/s



【増強】
1.0m³/s×3基
+
1.0m³/s×2基
↓
合計 5.0m³/s

【燃料タンクの増設】

(約2,000ℓ→約10,000ℓ)

24時間連続運転を可能とするため、燃料タンクを増設。



整備前 2,000ℓ (ポンプ運転約8時間)



整備後 8,000ℓ (ポンプ運転24時間以上)

■ 広島県の対策

【支川(大谷川)の改修】

(堤防嵩上げ L=147m)



整備前

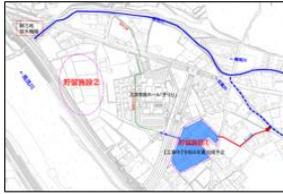


整備後

9. 事業内容・添付資料

■三次市の対策

【雨水貯留施設設置】 (貯留容量 7,600m³)



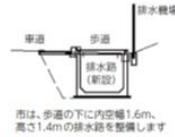
内水による浸水深を低下させるために、雨水貯留施設を設置。

(平常時)



平常時はバスケットコートや近傍公共施設の臨時駐車場など地域で活用される整備を実施

【排水路の改良】 (排水路整備 L=156m)



【土地利用規制】

住宅の浸水対策等

□ 建築行為に関する浸水対策
・床上浸水を防止するため、建築行為範囲区域で行う住宅に関する建築行為について、居室の床面の高さを制限

■ 居室の床面の高さの制限イメージ

■ 開発行為に関する浸水対策
・下流域への雨水流出を抑えるため「開発行為流出区域」を設定し、一定規模以上(1,000m²以上の開発行為)について、雨水流出抑制施設を設置を義務化

■ 雨水流出抑制施設のイメージ

地区内における建築行為及び開発行為に対し、住宅の床面の高さを制限することや雨水流出抑制施設を設置することなどを求める土地利用条例を制定。